

新潟食料農業大学自己点検・評価委員会規程

(設置)

第1条 新潟食料農業大学に自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学学則第4条第1項及び第2項に定める自己点検及び評価並びに本学の職員以外の者による検証を円滑に実施するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自己点検・評価の方針の策定に関する事項
- (2) 自己点検・評価の企画立案、評価項目の設定、実施及びその結果の公表に関する事項
- (3) 学外者評価及び学外機関評価への対応及びその結果の公表に関する事項
- (4) 自己点検・評価、学外者評価及び学外機関評価の結果に基づく学長への改善方策及び改善計画の提言に関する事項
- (5) その他自己点検・評価に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教員 3名以上
- (2) 総務部職員 1名以上
- (3) 委員会が必要と認めた教員及び事務局職員 若干名

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長
の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を
聞くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。

3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を総務会に報告する。

2 委員長は、学則第9条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、総務会の議を経て学長
の承認を得なければならない。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局総務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。